

令和元年度 第1回 富士見市都市計画審議会 会議録

会議日時	令和元年11月28日(木)			開会	午前	10時45分	閉会	午後	12時30分
会議場所	市長公室		出席者数	委員定数14名中 出席者12名					
出席者	委員	1号	会長	木内 芳弘		2号	委員	上杉 考哉	
			委員	田中 金治			委員	津波 信子	
			委員	山田 道成			委員	今成 優太	
			委員	寺沢 靖			委員	小川 匠	
		3号	委員	千種 秀信		委員	梅田 昌照		
			委員	栗原 昭		委員	田中 聰行		
			委員			委員			
	臨時委員	なし		参考人	なし				
幹事	齊藤 寛								
事務局職員及び説明担当員	<p>【事務局職員(まちづくり推進課)】 栗林課長、會田副課長、室本主任、野田主事</p> <p>【産業振興課】 佐々木課長、飛田和主事</p>								
欠席委員	中澤 佳珠代、世羅 陽一郎								
議長	木内 芳弘		担当書記	野田 葵					
署名委員	会長	木内 芳弘							
	委員	山田 道成							
	委員	栗原 昭							

会 議 事 項	
1 開 会	齊藤 幹事
2 市長あいさつ	星野 市長 審議会委員の任期満了により市長が仮議長となる。 委員の出席状況報告。委員14名中12名が出席により、富士見市都市計画審議会 条例第6条第2項の規定に基づき、本日の会議が成立。 富士見市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱い要領に基づく傍聴者は、0名で あることを報告。
3 会長の選出	星野 市長 市長が仮議長として、会長選出を進行。 富士見市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき1号委員から選出する。 会長の立候補者または指名推薦を確認したところ、「木内委員」が推薦され、委員に 諮り承認された。 市長から木内会長に対し、富士見市都市計画審議会への諮問書を提出。
(市 長 退 席)	
4 会長あいさつ	木内 会長
5 会長職務代理者の指名	富士見市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長から「津波信子委 員」を会長職務代理者として指名、承認された。

会 議 事 項

6 会議録署名委員の選出

富士見市都市計画審議会条例施行規則第8条第2項の規定により、会長が会議録署名委員に「山田道成委員」と「栗原昭委員」を指名。

また、本会議は原則公開であることが会長から述べられ、会議の公開について審査を行ったところ、非公開とする案件「なし」で進行することを了承。

7 議事

(1) 諮問

①富士見都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）

産業振興課から「富士見都市計画生産緑地地区の変更について」別添資料により説明。

質疑応答

委員：生産緑地の追加指定の受付を始めた理由を伺いたい。

担当：生産緑地法が平成28年5月に改正され、指定基準の考え方や面積要件の変更になったほか追加指定についても推奨されるようになりました。また、従来の生産緑地の位置づけが将来的に宅地化すべき土地でありましたが、近年は都市環境の中にあるべきものと方向転換されました。富士見市でも法改正後から検討を開始し、都市の緑地機能である生産緑地の重要性を鑑みて積極的に維持していくと判断し、平成31年4月1日付で「富士見市生産緑地地区の区域の規模に関する条件」を制定しました。

委員：生産緑地の面積要件を300㎡引き下げた件について、引き下げ後、現在まで期間が短いので件数は少ないと思われるが、今後の指定の見通しを教えてください。

担当：最終的には地権者の判断となるが、市としては生産緑地を道連れ解除が起こらないように保全していきたいと考えている。そのため、指定しやすい環境を整えているが、具体的なところは予測が難しい状況です。

会 議 事 項

委員：「令和元年度富士見都市計画生産緑地地区変更概要書」には以前に説明を受けた保育所が昨年解除されている。今年になって諮問にかけられる理由は。

担当：市の買取後に設置される公共施設もあれば、生産緑地を指定されていても市に通知することによって設置を可能としています。その場合、公共施設の工事完了後の次の都市計画決定の時点で諮問をすればよいとしています。

委員：今回の生産緑地の変更で減少や廃止が多くみられる。それによって市内緑地が減っているが、緑地を保全する対策があれば教えてほしい。

担当：市として全体的に農地を保全していく方針の中で、市街化農地は宅地化をすべきという考え方を持っていました。しかしながら、近年の災害発生から都市農地の考え方が大きく変化し、災害拠点の設置が必要とされています。また、富士見市は首都圏30km圏内ながら生産緑地の指定件数は近隣市町と比較しても多くなっており、保全していく必要があります。このような事情から市としても生産緑地を残していく方針に方向転換しました。緑地保全の対策としましては、新たな農業後継者の育成、生産緑地の面積要件の緩和や特定生産緑地制度の創設に伴う説明会の実施、ほかにも新たな農業振興施策を充実させたいとも考えています。

委員：今回の諮問で新規と追加で6件の生産緑地指定をしているが、追加指定の要件の内「生産緑地説明資料」の「○生産緑地地区制度概要」、「*生産緑地の追加指定について」の①から④の該当項目の内、いずれに要件に適合するのか。

担当：概要図番号の内、3・5・6・8・12は既に指定されている生産緑地に隣接して追加指定されているため④「すでに指定された生産緑地地区の一体化または整形化を図ることができるもの及びこれとともに一団の土地を形成するもの」に該当しています。13は新規追加面積が1000㎡となるので産業振興課として①に該当すると判断しました。

会 議 事 項

委員：概要図番号11について、変更地事由に「公共施設等（道路）が設置された」とあるが、道路整備と生産緑地の減少について関係性を教えてほしい。

担当：通常、私道整備は公共施設の設置に該当しませんが、生産緑地の指定要件の内、市道に当たるものは公共施設に合致するので寄付採納が要件となります。今回の生産緑地の減少は、道路拡幅用地部分を市へ寄付採納したものです。

会長：以上で質疑を終わります。諮問第1号富士見都市計画生産緑地地区の変更についてお諮りします。賛成の委員の挙手をお願いします。

（ 全 員 賛 成 ）

会長：挙手全員であります。従いまして、富士見都市計画生産緑地地区の変更について案のとおり賛成することに決定いたします。以上で本日の議事を終了いたします。

8 その他

(1) 報告事項

- | | |
|------------------------|--------------|
| ①特定生産緑地について | 産業振興課より報告 |
| ②富士見市都市計画マスタープラン策定について | まちづくり推進課より報告 |

9 閉 会 栗林 まちづくり推進課長